

平成19年度決算における健全化判断比率等の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」の施行により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、国の定めた早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となりました。これは、本市の財政状況及び公営企業の経営状況が健全であることを示しています。

【平成19年度健全化判断比率】

(単位 %)

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	40.00
実質公債費比率	4.4	25.0	35.0
将来負担比率	31.0	350.0	

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」で記載している。

【平成19年度資金不足比率】

(単位 %)

特別会計の名称	平成19年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
船橋駅南口市街地再開発事業特別会計	—	
中央卸売市場事業会計	—	
病院事業会計	—	

備考 資金不足が生じないため、「—」で記載している。

【健全化判断比率等の対象範囲】

地方公共団体	一般会計等	一般会計			
		母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計			
		公共用地先行取得事業特別会計			
	公営事業会計	国民健康保険事業特別会計			
		小型自動車競走事業特別会計			
		老人保健医療事業特別会計			
		介護保険事業特別会計			
	公営企業会計	法非適用企業			船橋駅南口市街地再開発事業特別会計
					下水道事業特別会計
		法適用企業			中央卸売市場事業会計
					病院事業会計
					千葉市都市計画事業会計
	一部事務組合・広域連合	千葉県市町村総合事務組合			
千葉県後期高齢者医療広域連合					
四市複合事務組合					
千葉県競馬組合					
地方公社・第三セクター等	千葉県土地開発公社				
	財団法人 船橋市開発協会				
	千葉県信用保証協会				

【財政健全化法の概要について】

○健全化判断比率の公表

毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

○財政の早期健全化

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定め、公表しなければなりません。

○財政の再生

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表するとともに、総務大臣へ報告が必要となります。この場合、地方債の発行が制限されます。

○公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、公表しなければなりません。

【各判断比率の説明】

1. 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模^{※1}に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

※1 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの

《算定式》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2. 連結実質赤字比率

公営企業^{※2}会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は、資金の不足額^{※3}の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字額と黒字額を合算し、地方公共団体全体としての赤字額が標準財政規模に対してどのぐらいの割合になるかを表すことで、地方公共団体全体としてみた赤字の深刻度を把握するものです。

※2 公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

※3 資金の不足額： 公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

《算定式》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3. 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する市債の元利償還金及び準元利償還金^{※4}の実質的な公債費の、標準財政規模に対する比率です。各年度で算出したものの3か年の平均値で表します。

※4 準元利償還金：（イ）から（ホ）までの合計額

- （イ）満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元利償還金相当額
- （ロ）一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- （ハ）組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- （ニ）債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- （ホ）一時借入金の利子

《算定式》

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

《算定式》

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額}^{\ast 5} - \text{(充当可能基金額 + 特定財源} \\ \text{見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要} \\ \text{額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

※5 将来負担額：(イ)から(チ)までの合計額

- (イ) 一般会計等に係る地方債現在残高
- (ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- (ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの負担見込額
- (ニ) 船橋市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる船橋市からの負担等見込み額
- (ホ) 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

- (へ) 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計負担見込額
- (ト) 連結実質赤字額
- (チ) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

5. 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業の規模^{※6}である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

※6 事業の規模：事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

《算定式》

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$